徳島県選挙管理委員会告示第91号

徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年10月30日

徳島県選挙管理委員会委員長　　岩　丸　正　史

徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示

徳島県公職選挙運動等管理規程（昭和40年徳島県選挙管理委員会告示第１号）の一部を次のように改正する。

第63条の５第２項中「第36条の18第１項第３号」を「第36条の18第１項第４号」に改める。

第29号様式の５のその２の備考第１号中「第36条の18第１項第３号」を「第36条の18第１項第４号」に改める。

第29号様式の８のその１の備考第１号中「第36条の18第１項第３号」を「第36条の18第１項第４号」に改める。

附　則

この告示は、令和８年10月30日から施行する。